

大津市多文化共生・国際化推進プラン策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 大津市多文化共生・国際化推進プラン（以下「推進プラン」という。）の策定に関し、学識経験者、関係団体等から広く意見を聴取するため、大津市多文化共生・国際化推進プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 推進プランの策定に関する事項
- (2) その他推進プランの策定に当たり必要と認められる事項

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者のうちから市長が適当と認める者7人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 多文化共生・国際交流関係団体から選出された者
- (3) 外国籍の者を雇用している事業者から選出された者
- (4) 留学生を受け入れている県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる大学（以下「大学」という。）から選出された者
- (5) 大津市自治連合会から選出された者
- (6) 本人又は父若しくは母のいずれかが外国籍である18歳以上の者であって、次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ア 市内に住所地を有する者
 - イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内に存する大学、学校教育法第1条に掲げる高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校に在学する者

(会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、次条の規定により庶務を担当する室の長（以下「庶務担当室長」という。）が招集する。

- 2 会議に座長及び副座長を置き、懇話会を構成する者の互選により定める。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長が、その職務を代理する。
- 5 庶務担当室長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、政策調整部企画調整課多文化共生・国際室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、庶務担当室長

が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。